

斑鳩町公告第25号

入札公告

建設工事の請負について、下記のとおり事後審査型制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う管工事です。

令和6年4月12日

斑鳩町長 中西和夫

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 教生第1号
- (2) 工事名 中央体育館空調設備整備工事
- (3) 工事場所 斑鳩町龍田南1丁目地内
- (4) 工事種別 管工事一式
- (5) 工事概要 空調設備工事 一式
電気設備工事 一式
- (6) 工事内容 アリーナ空調工事 (面積：1,960㎡)
サブアリーナ空調工事 (面積：280㎡)
武道場空調工事 (面積：332㎡)
その他設計図書等参考
- (7) 工期 議決後278日間
(令和6年6月20日～令和7年3月24日 予定)
- (8) 入札保証金 斑鳩町契約規則第4条の規定による
- (9) 契約保証金 斑鳩町契約規則第19条の規定による
- (10) 予定価格 328,273,000円(税込み・注1)

注1 予定価格は、消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本件工事の公告日において、令和6・7年度斑鳩町建設工事等競争入札参加資格取得(登録)者のうち、管一式工事の参加資格を有する者であって、入札書及び工事費内訳書(以下「入札書等」という。)の提出期限までに、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（審査基準日が有効期限内で、直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の管一式工事の総合評定値（P）が1000点以上であること。
- ウ 建設業法第15条の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- エ 本件工事の公告の日から開札の日までの期間に、斑鳩町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議申立てをしていないこと。
- キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。

(2) 施工実績に関する要件

国または地方公共団体が発注した同種の工事を元請負者として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。

(3) 配置予定技術者の要件

- ア 次の条件をすべて満たす配置技術者又は現場代理人をこの工事に専任で配置できること。
 - (ア) 1級管工事施工管理技士かつ監理技術者（種別を「管工事」とするものに限る。）の資格を有する者
 - (イ) 配置技術者及び現場代理人は、入札日以前に、入札者との3ヶ月以上の恒

常的雇用関係にある者（注2）。

注2 配置技術者と現場代理人は同一の者が兼ねることができる。ただし、営業所の専任技術者と専任の配置技術者または現場代理人との兼任は建設業法上専任義務違反となる。

- イ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札に参加してはならず、入札書等を提出した者は直ちに入札を辞退すること。
- ウ 契約期間中にある場合は、提出した資料に記載した配置予定技術者の変更は原則として認めない。

3 入札参加申請

本件工事の入札に参加しようとする者は、次に示す期間内に入札書等を町長あてに提出してください。

(1) 設計図書・入札書等の配付

- ア 配付期間 令和6年4月12日（金）から
令和6年5月16日（木）まで
- イ 配付方法 斑鳩町役場のホームページからダウンロードしてください。
(<https://www.town.ikaruga.nara.jp>)

(2) 入札書等の提出

- ア 入札方法 郵便入札
- イ 郵送方法 一般書留郵便及び簡易書留郵便による郵送
- ウ 提出期間 令和6年4月26日（金）から
令和6年5月16日（木）午後5時まで
- エ 送付先 〒636-0198
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号 斑鳩町役場
宛名：「斑鳩町長 親展」、行先：総務部 政策財政課
- オ 提出部数 1部

4 設計図書等に対する質問の受付及び回答

(1) 受付の方法

質問は書面（FAX可）または、Eメールにより提出してください。

（様式は、斑鳩町役場のホームページからダウンロードしてください。）

(2) 提出期限等

- ア 提出期限 令和6年4月22日（月）午後5時まで
- イ 提出場所 斑鳩町役場総務部政策財政課
- ウ FAX番号 0745-74-1011

エ メールアドレス zaisei@town.ikaruga.nara.jp

(3) 質問の回答

質問があった場合は、斑鳩町役場のホームページで閲覧に供します。

閲覧期間 令和6年4月24日(水)から

令和6年5月16日(木)午後5時まで

※ 指定する日時、方法以外の質問書には回答は行いません。

5 入札(開札)の日時、場所等

(1) 開札日時 令和6年5月17日(金) 午前9時30分

(2) 開札場所 生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
斑鳩町役場地下大会議室

(3) 入札回数 1回

(4) 郵便入札の無効 斑鳩町郵便入札実施要領第10条の規定に該当する場合

(5) その他 その他の詳細は、斑鳩町郵便入札実施要領等を確認してください。

なお、入札は総計金額で行います。落札候補者決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

6 落札候補者の決定

(1) 落札候補者の決定方法は、斑鳩町事後審査型制限付一般競争入札実施基準第7を準用するものとします。

(2) 落札候補者は、落札候補者の決定後、事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出を指示された日の翌日から起算して2日後の午後5時までに、次の書類を政策財政課に持参してください。

※ 提出部数 1部

ア 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 経営事項審査結果を示す書面(様式2)

ウ 工事実績報告書(様式3)

エ 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(様式4)

オ モラルに対する決意を記載した書面(様式5)

【様式2の添付書類】

- 特定建設業許可書の写し
- 経営規模等評価結果通知書の写し

【様式3の添付書類】

次のいずれかの書類

- CORINSの竣工登録工事カルテ受領書の写し
- 請負契約書の写し
- 発注者の証明書

【様式4の添付書類】

- 技術者の資格を証する書面の写し
- 監理技術者資格者証の写し
- 監理技術者講習修了証の写し
- 3ヶ月以上の恒常的雇用関係を証明する書類

- (3) 落札候補者が確認資料を提出期限内に提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

落札者の決定は、原則として、確認資料が提出された日の翌日から起算して2日以内に行い、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合は、その者を落札者と決定します。ただし、落札候補者が、入札参加資格を有していないと認めた場合は、落札候補者に対して事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送します。

8 入札の無効等

- (1) 公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札は無効とします。
- (2) 入札参加者が入札までに入札資格を満たさなくなったときは入札に参加できません。
- (3) 入札において事故が起きたとき、または不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合があります。
- (4) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなった時は、契約の締結はできません。

9 契約書の締結

落札者は、本件工事の契約書を作成することとします。

10 支払条件

- (1) 斑鳩町契約規則第17条第4項に定める工事請負契約書の規定による。

1 1 その他

- (1) 設計図書、斑鳩町契約規則、斑鳩町事後審査型制限付一般競争入札実施基準、斑鳩町郵便入札実施要領等を熟知のうえ入札すること。
- (2) 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とします。
- (3) 提出された資料等は返還しません。
- (4) 申請書等の提出期限日以降は、原則として差し替え及び再提出はできません。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした者は、斑鳩町の入札参加停止基準により入札参加停止となります。また、その者が行った入札は無効とします。
- (6) 本入札の事務処理に当たっては、斑鳩町事後審査型制限付一般競争入札実施基準の第5から第13を準用するものとします。

1 2 問い合わせ先

公告の内容	斑鳩町役場総務部政策財政課 電話番号：0745-74-1001（内線：254）
工事の内容	斑鳩町役場教育委員会事務局生涯学習課 電話番号：0745-74-1001（内線：223）